

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年七月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月二十九日奈良県指令建第一二二一八〇号

令和六年五月二十九日奈良県指令建第一二二一八〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月二十八日建第一〇三三三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年六月二十八日建第五九二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町一一一九番一、一一一九番一四及び一一一九番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一九番一号

太陽ビルメン株式会社 代表取締役 小西幸代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小泉町一一一九番一四

緑地 大和郡山市小泉町一一一九番一の一部

水路 大和郡山市小泉町一一一九番一五